

## 資料2の説明要旨

### 1 基本指針について

「基本指針」は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもので、令和2年5月19日に告示されました。

この指針に基づき、「北海道第6期障がい福祉計画」を策定します。

### 2 基本指針見直しの主なポイントと成果目標について

今回は、大きな制度改正による見直しというものはありませんが、新たな制度に基づき指針に記載されることとなったものや、新たに成果目標が追加されたものがあります。

- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」  
包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を今後も計画的に推進する観点から、精神障害者の精神病床から退院後の地域における定着に関する目標が追加されました。
- 「福祉施設から一般就労への移行等」  
一般就労への移行における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組を評価するため、就労移行支援の目標が明確化されました。  
また、就労定着支援の更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加されました。
- 「障害児支援の提供体制の整備等」  
聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とされました。
- 「障害者の社会参加を支える取組」  
障害者の社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえ、特に障害者の文化芸術活動の推進や、視覚障害者等の読書環境の計画的な整備の推進を図る旨を記載することとされました。